

漁業法改正 Q&A

**漁業法改正は、浜で頑張る漁業者の所得向上と、
浜の活性化を目指すものです。
現役の漁業者や、未来の漁業を担う若者にとって、
やりがいのある、魅力的な産業にします。**

かつて、世界一を誇った日本の漁業生産量は、今やピーク時の半分以下に減少し、漁業者の減少・高齢化も急速に進んでいます。

水産庁の試算では、約30年後（2053年以降）の漁業従事者が7万人程度と、現在の半分まで減少すると予測されています。

このような中で、日本の水産業を若者にとって魅力ある産業にし、国民に水産物を安定供給する使命を果たすためには、水産改革は待ったなしの状況です。

漁業法等の改正案の取りまとめに当たっては、水産庁が漁業者団体と連携して、地方説明会など様々な機会を通じ、漁協や漁業関係者等と意見交換を行ってまいりました。全漁連も、漁業者団体として危機感を共有し、前向きな取り組みをしています。

これらを踏まえ、水産政策の改革内容をなるべく早く具体化し、必要な取り組みに着手すべく、漁業法等を改正しました。

漁業制度の抜本的な見直しは、約70年ぶりとなります。

なお、改正法の施行は2年以内であり、現行の許可・免許は存続期間中も維持されます。引き続き、漁業者の皆さまの意見をお聞きして、しっかりとした制度をつくりあげていきます。

Q1：地元の頭越しに、企業に漁場を開放するのですか？

A：

- 地元の漁業者の意向を無視して、企業に免許されることはありません。

(解説)

- 共同漁業権は、従来どおり漁協・漁連のみに免許されます。
- 養殖・定置の漁業権は、漁場を適切かつ有効に利用している既存の漁業者、漁協に優先して免許されます。
- 適切・有効の考え方は、国が都道府県に示します。
- 空いている漁場等に新たな漁業権を設定する場合も、知事は地元漁業者の意見を聞いて、漁業調整に支障を及ぼさないように設定することが義務付けられます。

Q2：公選制をやめると漁業者の意見が軽視されませんか？

A：

- 漁民委員の過半数は、地元の漁業者・漁業従事者でなければならず、漁業者の意見は、しっかり反映されます。

(解説)

- 漁業者委員の選任の実態に合わせて、漁業者団体からの推薦などを受けた者の中から、知事が議会の同意を得て選任する仕組みとします。

Q3：遠洋・沖合漁業の船の大型化で、沿岸漁業者が困りませんか？

A：

- 遠洋・沖合漁業の船に、VMS（船位測定機）の設置を義務付け、水産庁が操業状況をしっかり把握。
- 沿岸漁業者の理解を得られるように調整を行い、他の漁業に支障がないよう管理します。

（解説）

- 遠洋・沖合漁業の船を大型化しても、個別割当（IQ）による漁獲量制限を行いますので、大型化しても漁獲量は増えません。
- 遠洋・沖合漁業の船を大型化することは、コスト削減や漁船の居住性・安全性の向上が目的です。

Q4：密漁が多くて困っているのですが。

A：

- 密漁への罰則を強化し、大切な水産資源を守ります。

（解説）

- ナマコなど特定の水産動植物の採捕や密漁品の授受を禁止し、個人に対する罰金の最高額（3千万円）を適用します。
- 漁業権侵害の罰金（20万円→100万円）、無許可操業の罰金（200万円→300万円）も引き上げます。

以上